

フレーベル會規則

- 第一條 本會ハ幼兒保育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハフレーベル會ト稱シ東京ニ置ク
- 第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼兒保育ニ篤志ナルモノニシテ會員ノ紹介ヲ經ベシ
- 第四條 會員ハ本會ノ經費トシテ一ヶ月金拾錢ヲ贖出スベシ
- 第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルモノハ特ニ請ヒテ客員トナスコトアルベシ
- 第六條 本會ノ目的ヲ達センガ爲ニ左ノ事業ヲ行フ
- 一 總會 毎年四月二十一日之ヲ開キ保育ニ關スル演說、談話、保育參列品、幼兒成續物展覽會、會務ノ報告、幹事ノ選舉等ヲナス會日ハ會長ノ意見ニヨリ之ヲ變更スルコトアルベシ
 - 一 常會 毎年二月、六月、十月、十二月ノ第一土曜日之ヲ開キ保育ニ關スル演說、談話、協議、實驗等ヲナス
 - 一 組合會 會員中特ニ或ル事項ヲ研究セントスル者ヲ以テ組織ス但シ別ニ組合會規約ヲ定メテ會長ノ承認ヲ經ルモノトス
 - 一 雜誌發行、毎月一回雜誌ヲ刊行シ之ヲ會員ニ配布ス
- 第七條 前項ノ外本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル事件
- 會長 一人 會務ヲ總理ス
- 主幹 一人 會長ヲ補佐シテ會務ヲ掌理ス
- 幹事 十人 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ス
- 評議員 若干人 重要ナル事件ニ關シ會長ノ諮詢ニ應ス
- 第八條 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノトス
- 第九條 主幹ハ會長ノ特選トス
- 第十條 幹事ハ會員ノ互選トシ其任期ナニケ年トス
- 但シ毎年半数ヲ改選スルモノトス
- 第十一條 評議員ハ會長ノ特選トス
- 第十二條 本會ハ必要ニ應ジ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ルコトアルベシ
- 第十三條 此規則ハ會員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラザレバ變更スルコトヲ得ス

謹告

戦後の教育的經營は幼稚園をし
て奮起せしむるものあり、本會は
實に其指導者たる可き重責を荷
ふ、従つて其機關雜誌たる本誌は
年と共に其内容を精選し郵税を
輕減し其他諸種の改良を實行せ
り讀者諸君希くは益自重自信以
て我保育界の爲めに盡されんこ
とを。